

議案第35号

守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和4年6月16日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

守口市建築基準法施行条例（平成12年守口市条例第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
第1条から第4条の2まで 略			第1条から第4条の2まで 略		
(確認、検査等の手数料)			(確認、検査等の手数料)		
第5条 略			第5条 略		
2から8まで 略			2から8まで 略		
9 略			9 略		
項	区分	金額	項	区分	金額
略			略		
28	法第85条第5項の規定による許可申請	略	28	法第85条第6項の規定による許可申請	略
29	法第85条第6項の規定による許可申請	略	29	法第85条第7項の規定による許可申請	略
略			略		
40	法第87条の3第5項の規定による許可申請	略	40	法第87条の3第6項の規定による許可申請	略
41	法第87条の3第6項の規定による許可申請	略	41	法第87条の3第7項の規定による許可申請	略
略			略		
備考 略			備考 略		
10 略			10 略		

以下 略

以下 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。